

第Ⅲ部

事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか
各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- 本市では、「都市地域」「都市周辺地域」「中山間地域」の3地域を、教育・保育提供区域とします。

【教育・保育施設提供区域】

提供区域	地域
都市地域	徳山、遠石、岐山、今宿、桜木、周陽、秋月、久米、櫛浜、富田、福川
都市周辺地域	鼓南、夜市、戸田、湯野、菊川 勝間、大河内
中山間地域	大津島、大向、大道理、長穂、須々万、中須、須金、和田 高水、三丘、八代 鹿野

- 地域子ども・子育て支援事業**については、各事業の特性から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要があり、この点を踏まえ基本的には「**市全域**」を提供区域とします。ただし、放課後児童健全育成事業については、**基本は「小学校区」**とします。

■**地域子ども・子育て支援事業別区域設定案**■

事業区分	設定区域	考え方
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
ファミリーサポートセンター事業 (子育て援助活動支援事業)	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、地域子ども・子育て支援事業の基本型である「市全域」とする。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、地域子ども・子育て支援事業の基本型である「市全域」とする。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。

2 教育・保育の提供体制の充実

(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」をニーズ調査結果をもとに、本市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。

① 年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	(認定こども園及び幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	3~5歳
2号認定①	(幼稚園) <共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3~5歳
2号認定②	(認定こども園及び保育所) <共働き家庭>	3~5歳
3号認定	(認定こども園及び保育所+地域型保育事業) <共働き家庭>	0~2歳

② 需要量と確保の方策

【都市地域】

平成27年度

都市地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		1,368人	261人	1,125人	595人	222人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	49人	261人	1,116人	565人	153人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園※3	2,010人	0人	0人	0人	0人
	合計②	2,059人	261人	1,116人	565人	153人
②-①=		691人	0人	-9人	-30人	-69人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

平成 28 年度

都市地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		1,346人	257人	1,107人	566人	215人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 ^{※1}	1,993人	257人	1,166人	589人	159人
	地域型保育事業 ^{※2}	0人	0人	0人	18人	9人
	確認を受けない幼稚園 ^{※3}	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	1,993人	257人	1,166人	607人	168人
②-①=		647人	0人	59人	41人	-47人

平成 29 年度

都市地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		1,300人	248人	1,068人	542人	208人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 ^{※1}	1,992人	248人	1,181人	589人	178人
	地域型保育事業 ^{※2}	0人	0人	0人	24人	20人
	確認を受けない幼稚園 ^{※3}	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	1,992人	248人	1,181人	613人	198人
②-①=		692人	0人	113人	71人	-10人

平成 30 年度

都市地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		1,257人	240人	1,033人	517人	202人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 ^{※1}	2,000人	240人	1,181人	589人	181人
	地域型保育事業 ^{※2}	0人	0人	0人	24人	20人
	確認を受けない幼稚園 ^{※3}	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	2,000人	240人	1,181人	613人	201人
②-①=		743人	0人	148人	96人	-1人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

平成 31 年度

都市地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		1,208人	231人	993人	493人	196人
確保 方策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※1	2,009人	231人	1,181人	589人	187人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	24人	20人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	2,009人	231人	1,181人	613人	207人
②－①＝		801人	0人	188人	120人	11人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

【都市周辺地域】

平成 27 年度

都市周辺地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		312人	33人	304人	189人	31人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 ^{※1}	237人	33人	205人	98人	19人
	地域型保育事業 ^{※2}	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園 ^{※3}	250人	0人	0人	0人	0人
	合計②	487人	33人	205人	98人	19人
②－①＝		175人	0人	-99人	-91人	-12人

平成 28 年度

都市周辺地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		306人	33人	298人	186人	28人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 ^{※1}	487人	33人	205人	98人	19人
	地域型保育事業 ^{※2}	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園 ^{※3}	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	487人	33人	205人	98人	19人
②－①＝		181人	0人	-93人	-88人	-9人

平成 29 年度

都市周辺地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		294人	31人	288人	185人	25人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 ^{※1}	419人	31人	245人	122人	25人
	地域型保育事業 ^{※2}	0人	0人	0人	24人	11人
	確認を受けない幼稚園 ^{※3}	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	419人	31人	245人	146人	36人
②－①＝		125人	0人	-43人	-39人	11人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

平成 30 年度

都市周辺地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		284人	30人	277人	183人	23人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	386人	30人	255人	146人	25人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	24人	11人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	386人	30人	255人	170人	36人
②-①=		102人	0人	-22人	-13人	13人

平成 31 年度

都市周辺地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		272人	29人	265人	182人	22人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	365人	29人	265人	158人	25人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	24人	11人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	365人	29人	265人	182人	36人
②-①=		93人	0人	0人	0人	14人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

【中山間地域】

平成 27 年度

中山間地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		96人	0人	111人	82人	14人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	230人	0人	120人	71人	12人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園※3	70人	0人	0人	0人	0人
	合計②	300人	0人	120人	71人	12人
②-①=		204人	0人	9人	-11人	-2人

平成 28 年度

中山間地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		93人	0人	107人	80人	13人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	300人	0人	120人	76人	12人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	300人	0人	120人	76人	12人
②-①=		207人	0人	13人	-4人	-1人

平成 29 年度

中山間地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		87人	0人	100人	78人	13人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	300人	0人	120人	76人	15人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	300人	0人	120人	76人	15人
②-①=		213人	0人	20人	-2人	2人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

平成 30 年度

中山間地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		82人	0人	95人	75人	12人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	300人	0人	120人	76人	15人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	300人	0人	120人	76人	15人
②-①=		218人	0人	25人	1人	3人

平成 31 年度

中山間地域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		77人	0人	89人	73人	12人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	300人	0人	120人	76人	15人
	地域型保育事業※2	0人	0人	0人	0人	0人
	確認を受けない幼稚園※3	0人	0人	0人	0人	0人
	合計②	300人	0人	120人	76人	15人
②-①=		223人	0人	31人	3人	3人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

平成 22 年4月に作成した「周南市就学前児童通園施設の今後の在り方」に基づき、既存施設の統廃合による集約化を図りながら、ニーズ調査に基づく教育・保育提供施設に対する需要量に対し、計画的な供給体制の確保を図ります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることから、現在の教育・保育施設の利用状況及び今後の利用希望に対して、適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向を踏まえ、認定こども園への移行に必要な施設整備の促進や情報の提供を行います。

(3) 教育・保育の質の向上

平日における幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育提供施設の利用においては、「提供される教育の質や内容」を重視すると回答した割合が最も多く、幼児期の教育に対するニーズは高まっており、幼稚園や保育所と小学校が連携の強化を図り、子ども一人ひとりの最善の利益の実現を目指します。

また、小学校へ入学した1年生が授業や集団行動に適應できない、いわゆる「小1ブロblem」に対する取組について、幼児教育の段階からの推進を図ります。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者に対するニーズ調査結果では、68.7%の方が「育児休業取得後に、職場に復帰した」と回答しており、復帰の時期については、希望では子どもが1歳5か月の時期に対し、現状では子どもが1歳の時期に職場復帰をしています。

希望の時期に職場復帰しなかった理由としては、希望より早く復帰した方は38.3%が「人事や業務の節目の時期に合わせるため」、35.5%が「希望する保育所に入園するため」となっており、希望より遅く復帰した方については78.6%が「希望する保育所に入れなかったため」と答えています。

こうした現状を踏まえ、産休後及び育児休業後に、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育提供施設の円滑な利用が図れるよう、ニーズ調査に基づく教育・保育施設の需要量について計画的な整備を行います。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。ニーズ調査等をもとに、周南市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

①利用者支援事業【新規事業】

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

需要量と確保の方策

市全域を対象として2か所設置する。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保方策	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う。

対象年齢

0歳児～2歳児

単 位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	12,020人日	11,529人日	11,099人日	10,679人日	10,288人日
②確保方策	38,455人日	38,455人日	38,455人日	38,455人日	38,455人日
②-①=	26,435人日	26,926人日	27,356人日	27,776人日	28,167人日

③妊婦健康診査

事業概要

妊婦及び胎児の健康状態を把握し、母体の健康増進や胎児の成長を促し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療を提供するとともに、医療管理を行う。

対象

妊婦

単位

人、回

需要量と確保の方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人数	1,054人	1,015人	977人	940人	905人
	回数	13,175回	12,688回	12,213回	11,750回	11,313回
②確保方策		医療機関において、国の定める基本的な妊婦健康診査を実施				

④乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

対象年齢

0歳児

単位

人/年

需要量と確保の方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		1,155人	1,112人	1,070人	1,030人	992人
②確保方策		1,155人	1,112人	1,070人	1,030人	992人
②-①=		0人	0人	0人	0人	0人

⑤養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

対象年齢

0歳児～18歳未満

単 位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	300人	300人	300人	300人	300人
②確保方策	300人	300人	300人	300人	300人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

対象年齢

0歳児～18歳未満

単 位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	27人日	26人日	25人日	24人日	23人日
②確保方策	92人日	92人日	92人日	92人日	92人日
②－①＝	65人日	66人日	67人日	68人日	69人日

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助が必要な人と、援助ができる人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

0歳児～小学校6年生

単 位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	404人日	404人日	404人日	404人日	404人日
②確保方策	404人日	404人日	404人日	404人日	404人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑧-1 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育) 1号認定及び2号認定で幼稚園希望

事業概要

保育認定を受けない子どもを幼稚園や認定こども園で通常の利用時間以外に保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単 位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	87,809人日	86,237人日	83,069人日	80,183人日	76,920人日
1号認定	10,614人日	10,424人日	10,041人日	9,692人日	9,297人日
2号認定	77,195人日	75,813人日	73,028人日	70,491人日	67,623人日
②確保方策	82,667人日	82,667人日	82,667人日	82,667人日	82,667人日
②-①=	-5,142人日	-3,570人日	-402人日	2,484人日	5,747人日

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

保育認定を受けない子どもを保護者が就労や疾病などにより一時的に家庭での保育ができない場合に保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単 位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13,311人日	12,811人日	12,344人日	11,882人日	11,430人日
②確保方策	14,673人日	14,673人日	14,673人日	14,673人日	14,673人日
一時預かり事業	14,360人日	14,360人日	14,360人日	14,360人日	14,360人日
子育て短期支援事業（トワイ トステイ）	52人日	52人日	52人日	52人日	52人日
ファミリーサポート センター事業	261人日	261人日	261人日	261人日	261人日
②-①=	1,362人日	1,862人日	2,329人日	2,791人日	3,243人日

⑨延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて通常の利用日及び利用時間以外に保育所や認定こども園等で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単 位

人/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,600人	1,554人	1,496人	1,442人	1,386人
②確保方策	2,197人	2,197人	2,197人	2,197人	2,197人
②-①=	597人	643人	701人	755人	811人

⑩病児保育事業

事業概要

病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う。

対 象

乳児・幼児又は小学校に就学している児童

単 位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	8,453人日	8,210人日	7,906人日	7,620人日	7,324人日
②確保方策	10,368人日	10,368人日	10,368人日	10,368人日	10,368人日
②-①=	1,915人日	2,158人日	2,462人日	2,748人日	3,044人日

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保育することができない小学生の保育を行う。

対 象

1年生～6年生

単 位

人/年間

需要量と確保の方策

小学 1・2・3・4 年生	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,566人	1,549人	1,554人	1,534人	1,508人
②確保方策	1,207人	1,260人	1,338人	1,431人	1,525人
②-①=	-359人	-289人	-216人	-103人	17人

小学 5・6 年生	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	431人	428人	424人	432人	427人
②確保方策	303人	335人	377人	404人	430人
②-①=	-128人	-93人	-47人	-28人	3人

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。

需要量と確保の方策

設定の必要なし。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。

需要量と確保の方策

設定の必要なし。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な方向を示します。

①利用者支援事業（新規事業）

関係施設、事業者との緊密な連携のもと、情報収集を行い、利用者に対して適切な情報提供が図れる体制を整備することにより、利用者の教育・保育施設や子育て支援事業の円滑な利用を図ります。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児期における子どもの心身の健やかな発達の促進と、関係団体と連携して親子の触れ合いの場の創出を図るとともに、少子化や就労形態の多様化に対応し、気軽に相談ができる体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、公民館等を活用して、より身近な場所でのサービスの提供を図ります。

③妊婦健康診査

母子保健の観点から重要な事業のひとつであり、安心・安全な出産を迎えるため健康診査の必要性の周知を図り、受診率の向上に向けて継続して取り組み、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を図ります。

④乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師による訪問により、出産後間もない時期から育児ストレスや産後うつ状態等子育てに不安や孤立感を抱える家庭に対し、適切な養育が行われるよう助言や情報提供による支援を実施します。

⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援の必要な保護者の育児・養育能力を向上させるための支援を実施します。

また、被虐待児童、非行児童などの要保護児童の適切な保護を目的として、関係機関等により構成される「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るため、調整機関としての役割を果たす市職員や関係機関職員の専門性向上のための取組の充実を図ります。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

トワイライト事業と合わせ、保護者の利用目的に対応する有効な支援サービスとして一層の事業周知を図るとともに、今後、増加が予想される緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への適切な対応を図ります。

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

本事業については、ファミリーサポートセンターの継続的なPRを行い、相互援助活動が安全にスムーズに行えるよう、入会時の指導や確認を徹底するとともに、提供会員のレベルアップのための研修等の充実を図ります。

⑧一時預かり事業

本計画での「一時預かり」事業としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの（1号認定者）及び、2号認定に対する定期的なもの」と「それ以外（保育園における預かり保育）」の2つの形態での量の確保方策が設定しておりますが、今後とも、一時的な保育が必要な保護者や、緊急時の預かりを必要とする保護者が増加することが予想されることから、ニーズに応じた量の確保とともに、預かり時間中の安心・安全の維持のための人材の育成、配置等についても検討します。

⑨延長保育事業

就業形態の多様化に伴い、今後ともニーズが高くなることが予想されることから、事業者との調整を図り、設備等の整備や人材の確保など、更なる制度の充実を図ります。

⑩病児・病後児保育事業

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、保護者からのニーズが比較的多い事業ではあるものの、時期的に利用度の差が大きく、費用対効果の観点からは事業を実施する施設等の確保は難しい状況ですが、今後はニーズ量に応じ、増設も視野に入れて検討していきます。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、週末、長期休業期間等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進するため、小学校との緊密な連携と協力のもとに計画的な施設整備を進めるとともに、支援を要する子どもたちのための施設環境の整備や、専門的な知識や技能を有する人材の確保、育成に努めます。

また、放課後こども総合プランに基づく、放課後子供教室と放課後児童クラブとの一体的な実施を図り、両事業の効果的な推進を図ります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

今後示される国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

今後示される国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

4 安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境の充実

(1) 妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援

①子どもを健やかに生み育てる環境づくり

子どもを健やかに生み育てる環境づくりを推進するために、母子健康手帳交付時から始まるかかわりを重視し、妊娠期から継続的な支援を行います。

妊婦健康診査については、健康診査の必要性の周知と受診率の向上に向けて継続的に取り組むとともに、妊娠期から必要な支援を行うため医療機関との連携を図ります。

保健師・助産師による新生児・乳児家庭訪問については、エジンバラ産後うつ病質問票を活用し、出産後間もない時期から育児ストレスや産後うつ状態等、子育てに不安や孤立感を抱える母親や家庭に対し、適切な養育が行われるよう支援します。

この他にも、母子保健推進員の活動を通して乳幼児を抱える家庭への訪問や、子育てをする母親同士の仲間づくり、父親の育児参加の推進を図り、子育てしやすい環境づくりを進めます。

これらの取組を通して虐待予防につなぎます。

また、子どもがほしいと願う人の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する費用の一部を助成するとともに、事業の周知を図ります。

②乳幼児期の健やかな発育・発達のための支援

乳幼児健康診査の実施を通して、疾病の早期発見、発育の確認、発達の支援を行います。子どもの成長に合わせた情報を提供し、子育ての悩みや不安の解消を図るとともに、きめこまやかな相談体制を充実させます。さらに、健康診査の未受診者に対して受診勧奨を行うとともに、養育環境や健康状況の把握に努めます。

また、「育児不安が強い」、「発育・発達が心配」など、育てにくさを感じる親が地域で不安を抱えたまま孤立することのないよう、医療機関や幼稚園・保育所等関係機関と連携し、子どもが健やかに成長するために必要な支援を行います。

(2) 親と子の健康づくりの推進

乳幼児期から将来にわたる健康づくりの推進のため、家庭、地域、関係機関等と連携して、発達段階に応じた運動・遊びや食生活、歯と口腔に関する正しい知識の普及啓発を図り、望ましい生活習慣の確立に努めます。

食を通じた健康づくりでは、家族と一緒に食卓を囲み（共食）、朝食摂取や栄養バランスのとれた食事の摂取など、子どもの頃からの望ましい食習慣や食行動を身につけることを目指します。

妊娠期（0歳児）からの虫歯予防・歯周疾患予防対策に取り組み、歯科保健の充実を図ります。

子ども自身が心と身体を大切にするために、防煙に関する知識の普及啓発を図るとともに、妊婦・子育て中の母親と家族の禁煙支援を行います。

思春期保健においては、学校等関係機関との連携を図ります。

感染症の発生や蔓延を防ぐため、定期予防接種を実施し、未接種者には接種勧奨を行います。

5 子どもの健やかな育ちを支える教育環境の充実

これからの社会を生きる子どもたちは、基礎的な知識・技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力、問題解決能力などを育むことで、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につけることが必要です。

それぞれの学校が地域の自然や文化を生かした特色ある教育を推進するとともに、道徳教育や多様な体験活動に家庭や地域住民と連携して取り組むことで、学ぶ意欲を持ち、豊かな人間性をもった子どもの育成を図ります。

いじめや不登校に対しては、学校、家庭、地域及び関係機関との密接な連携のもと、不登校の未然防止に取り組むとともに、必要に応じて、適応指導教室の実施・学習支援員の派遣などを通じて、児童生徒の学校復帰や学力保障を図ります。

さらに、コミュニティ・スクールとして学校運営協議会の質の向上により学校改善機能の充実を図るとともに、PTAや地域の方に対しコミュニティ・スクールの研修会を実施し、学校全体の取組の活性化を図ります。

また、幼児教育から小学校教育への円滑な移行のため、子ども一人ひとりの心身の健康と発達に関して情報共有を行うなど、幼・保・小の更なる緊密な連携を図ります。

放課後子ども総合プランに基づき、同一の小学校内で放課後子供教室と放課後児童クラブの両事業を実施するため、小学校余裕教室の利用促進を図るとともに、指導者間の連携や共通プログラムを作成するなど、両事業の効果的な推進を図ります。

6 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの生命・身体・こころの自由を奪うものであり、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のためには、地域の関係機関の連携及び情報の収集、共有体制の強化が不可欠となります。「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を中心として、構成員である児童福祉、保健医療、教育、警察・司法、人権擁護及びその他関係機関等との緊密な連携を図るとともに、児童福祉法第25条の2の規定に基づく同協議会の設置目的の周知や、虐待相談に対する組織的な対応力、職員の専門性の向上等による体制の強化を図ります。

また、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図るため、健康診査や保健指導等の母子保健事業、乳児家庭全戸訪問事業、及び医療機関等との連携により、妊娠、出産及び育児期において、支援を必要とする妊婦や子どもの家庭の早期発見と、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

さらに、ニーズ調査の結果から、子どもの権利が守られていないと感じた行為が行われている家庭を知った場合に、調査回答者の1割以上が「気になるが何もできない」「何もしない」と回答していることから、児童虐待防止に関する正しい理解と認識が得られるよう、引き続き広報・啓発活動の推進を図ります。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、一人が子育てと生計の担い手となるため、児童の養育、生活面、経済面、健康面の不安など多様な問題を抱える場合が多くなります。

今後も、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るためには、子育て短期支援事業、保育所及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等、各種支援策の推進や、児童扶養手当や医療費助成、自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的援助、母子父子自立支援員による生活支援等の継続により、総合的な自立支援の推進に努めます。

(3) 障害のある子どもに対する施策の充実

障害者施策の基本は、全ての障害者が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野での活動に参加する機会が確保され、必要な支援を受けながら、自立と社会参加に向けての支援を実施することとされています。

障害のある子どもの健全な発達を支援し、地域の中で安心して生活を送るためには、乳幼児期を含め早期に適切な助言・指導が得られる環境のもとに置くことが必要ことから、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進していきます。

また、障害のある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、適切な助言や指導ができる療育相談の充実を図ることにより、総合療育支援の強化を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、地域の障害のある子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障害のある子どもについては、障害の状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上、学校支援員の配置の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの希望に応じた適切な教育上必要な支援等に努めることにより、子どもたちが、可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培えるよう、総合的な生活支援を実施します。

（４）社会的養護の促進

地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するため、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等に努めるとともに、地域の中で社会的養護が行えるよう、県との連携により支援体制の整備を図ります。

7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

一人ひとりが個性にあった多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かち合いながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方にに基づき、自立した個人として、自分の人生に満足感・安心感を得て、充実した生活を送ることができるような環境づくりへの取組が必要です。

育児休業制度や労働時間短縮の促進等により、働きやすい就業環境づくりやワーク・ライフ・バランスを実現しやすい地域社会づくりをすすめるため、国、県と連携し、啓発冊子の配布やポスター掲示、企業に対するセミナー等の情報提供などを通じて、ワーク・ライフ・バランスや男性の育児への積極的な関与などについて啓発を行うことで、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進を図ります。

就労形態の多様化により、通常保育以外の休日保育、延長保育、一時預かり等の保育サービスに対するニーズは増加しています。

通常保育については、ニーズ調査の結果、事業計画に基づき対応を図るとともに、延長保育、一時預かりについても事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組に基づき、内容の充実を図ります。

「小1の壁」問題といわれる就学児の放課後の居場所問題は、保育所の待機児童の問題同様、共働き家庭等にとって深刻な問題となっています。

事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組に基づき、教育機関の理解と協力を得ながら小学校余裕教室の利用促進を図るとともに、放課後こども教室との連携による両事業の効果的な運営に努めます。

8 安心・安全な子育て環境の充実

子どもの安全を確保し、事故や犯罪の被害から守るには、地域、学校、警察などの関係機関・団体が連携した取組を推進していく必要があります。

各地域で実施されている登下校時の見守り活動は、子どもと地域社会とをつなぐ機会となっており、地域の中で見守られながら交通安全に関する知識を深め、交通安全のルールを守るという規範意識を早くから身につけることが大切であることから、幼児期からの交通安全指導や交通安全教室開催等により、交通安全に対する意識の醸成を図ります。

また、子どもが被害者となる犯罪が全国各地で発生していることから、子どもを犯罪から守るため、防犯パトロール等の防犯活動や防犯灯の設置、不審者などに声をかけられたり危険な目にあった時に逃げ込める「こども110番の家」の場所などを日頃から子どもと一緒に確認しておくなど、地域全体で犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

9 事業別目標指標

評価指標	現状値 (H25 年度)	目標値 (H31 年度)
子育て支援センター実施区域数	7 区域	12 区域
ファミリーサポートセンター提供会員数	300 人	390 人
保育所待機児童数	0 人	0 人
事業所内保育施設数	0 施設	7 施設
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	93.2%	増やす
妊婦健康診査の受診率（1 回目）	98.7%	99.0%
妊婦の飲酒率	3.8%	減らす
新生児・乳児への全戸家庭訪問率	99.2%	100.0%
低出生体重児（2,500g 未満）の出生割合	10.5%	減らす
出産後 1 か月の母乳育児の割合	54.8%	増やす
乳幼児健康診査の受診率	1 か月：97.6%	99.0%
	3 か月：97.3%	99.0%
	7 か月：98.8%	99.0%
	1 歳 6 か月：99.4%	100.0%
	3 歳：97.7%	99.0%
むし歯のない 3 歳児の割合	75.7%	80.0%
育児期間中の両親の喫煙率	母：2.1%	減らす
	家族：4.1%	減らす
1 歳までに BCG 接種を終了している者の割合	87.0%	増やす
不登校児童生徒の出現率 (児童生徒 1,000 人あたりの割合)	小学生： 1.0% 中学生：18.2%	小中学生とも 0%
放課後子供教室推進事業参加者数 (年間延べ人数)	29,446 人	33,000 人
市イベント等への中学・高校生ボランティア 参加者数	8,518 人	13,000 人
学校図書館図書標準達成率	89.1%	100.0%
学校図書館司書・指導員配置率	82.6%	100.0%

10 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

子育て支援に関する施策は、庁内の関係部局において横断的に実施されているため、円滑な事務の実施を含め関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、各施設の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で各施設の指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町域を超えた利用についても円滑に実施できるよう、近接する市町と連携を図ります。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設等の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況については、「周南市こども育成支援対策審議会」において、毎年度「子ども・子育て支援事業計画」に基づく各種施策について、点検、評価を実施し、その結果については、ホームページ等で公表いたします。

併せて、事業計画においては個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価を実施します。

また、事業計画における計画値と、現状値に著しい開きが生じた場合などには、計画期間の中間年である平成29年度を目安として、計画の見直しを行います。

【個別事業の進捗状況（アウトプット）対象指標】

- ◆教育・保育施設の提供量（確保方策）
- ◆地域子ども・子育て支援事業の提供量（確保方策）

【計画全体の成果（アウトカム）対象指標】

- ◆本市の子育て環境に対する評価について、今回調査結果との比較を行い、計画全体の評価対象とする